

高度実践看護師制度推進委員会

「高度実践看護師制度推進委員会」

1. 構成員

1) 委員

田村やよひ（委員長 国立看護大学校） 井上 智子（東京医科歯科大学）
岡谷 恵子（近大姫路大学） 上泉 和子（青森県立保健大学）
小松 浩子（聖路加看護大学） 田中美恵子（東京女子医科大学）
森山美知子（広島大学） 野末 聖香（慶應義塾大学）

2) 協力者

来生奈巳子（国立看護大学校） 宮本 美佐（国立看護大学校）

2. 本委員会の趣旨

本委員会は、高度実践看護師の制度化に向けて検討し、提案することを目的とした臨時委員会である。

3. 活動の概要

1) 委員会の開催

本年度は、4回の委員会を開催した。以下は、委員会の議論等の概要である。

(1) 第1回委員会 平成21年8月25日

- 今年度の活動計画について議論し、検討対象から「専門看護管理者」を除外する計画の修正を役員会に提案することを決定した。

本委員会設置当初は、「高度実践看護師」として、専門看護師と専門看護管理者を合わせて検討対象としてきたが、看護管理の大学院教育は実践家というより研究者養成が主眼であること、また、欧米の「高度実践看護師」の概念には看護管理者は含まれないこと、教育カリキュラムは患者ケアを直接実践する看護師を想定していること等から、今年度より専門看護管理者は除いて検討することが適切であるとした。
- 昨年度の成果である高度実践看護師の教育カリキュラムの実施に向けた具体的な提案をすること、新制度を実施する場合の現在の専門看護師の移行措置等についても検討を行うこと、専門看護師の教育課程認定に関する提案を行うこととした。
- 専門看護師教育課程認定の仕組みについて、認定審査業務が非常に複雑である上、申請数も増加しているため、現在の方法には無理が生じている。そのため、委員会レベルでなく本協議会として教育課程認定をどのようにしていくかを検討することを提案することとした。
- ナース・プラクティショナー(NP)に関する政府等の動向を整理・確認し、わが国にお

ける養成の動向、米国の動向について確認した。(資料①参照)

(2) 第2回委員会 平成21年10月19日

- 専門看護師の認定機関の第三者化について、「日本看護協会平成20年度看護資格認定センター(仮称)設立プロジェクト中間答申」が日本看護協会長に提出されたので、その内容を確認した。
- 厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会」の開催状況について確認した。
- 昨年度示された高度実践看護師としての専門看護師の教育課程(案)38単位は、現行の専門看護師教育カリキュラムよりも12単位増加させているが、この教育カリキュラム実現には、各大学の自助努力のみに頼ることは困難であり、連合大学構想や単位互換等を取り入れていく必要があることなどが議論され、実現までの工程を具体的に示していく必要があることを確認した。
- 「高度実践看護師」の名称は、一般社会には何をする看護師かが理解されにくいため、改めて名称について検討する必要性が提案された。
- ナースプラクティショナーに関して、看護系大学協議会の考え方を示す声明を出す必要があることが確認された。
- 本協議会会員大学を対象として、高度実践看護師制度の将来ビジョンの普及啓発及び意見交換を目的としたシンポジウム等を来年度に開催する必要があることを確認した。

(3) 第3回委員会 平成21年12月14日

- ナースプラクティショナー教育に関するヒアリングを行った。話題提供者は、国際医療福祉大学大学院湯沢八江教授で、今年度から開講しているナースプラクティショナー養成分野(修士課程)について概要の説明と質疑応答を行った。

NPの養成を開始あるいは開始予定の4大学を中心として日本NP協議会を設置し、そこでNPの教育は43単位以上とすることがすでに合意され、資格試験・認定を検討していることが明らかとなったが、看護界全体で足並みを揃える必要性等について議論した。また、Physician Assistant (PA)の養成が一部の医師等で具体的に検討されていることから、看護界が早期にNPに関する考え方を提言していく必要性を確認した。

- 11月から準備中の声明の内容について議論・推敲した。「高度実践看護師」の名称については、社会的に認められている「専門看護師」の名称を今後も生かし、「高度専門看護師」と呼ぶことを提案し、声明にも盛り込むこととした。声明の公表については、効果的なタイミングとすることを確認した。

(4) 第4回委員会 平成21年2月8日

- ナースプラクティショナー教育に関するヒアリングを行った。話題提供者は、大分県立看護科学大学草間朋子学長で、平成 20 年 4 月に開講した NP（診療看護師）養成コースの背景、NP に必要な 7 つの能力に基づく教育カリキュラム、NP が実際に活動できるための法的整備等について、構造改革特区申請をはじめとした現在までの取り組み等について説明があり、質疑応答があった。

看護師の裁量範囲の拡大については、NP を突破口として実現したいとの考えであること、NP は看護師を基礎資格とした保健師、助産師と並列の国家資格に位置づけたいなどの考えが披瀝された。

- 「チーム医療の推進に関する検討会」の論点整理の紹介および日本看護系学会協議会主催の「高度実践看護師制度あり方検討会(仮)」の報告があった。
- 高度実践看護師の活用を推進するため、諸制度のあり方についても今後、検討を行うこととした。
- 本委員会の今年度の活動報告書案については、素案をもとにメール等で修正することとした。

2) 関係機関との連携

(1) 厚生労働省との連携

平成 22 年 1 月 21 日(木)に開催された厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会」において、本委員会名で「高度専門看護師資格制度の創設の提案に関する声明」(資料②)を公表した。

(2) 日本看護系学会協議会との連携

平成 22 年 1 月 31 日(日)、日本看護系学会協議会主催による「高度実践看護師制度あり方検討会(仮)」が聖路加看護大学において開催された。会の趣旨は、今後のわが国の高度実践看護師のあり方、中でも認定のあり方について検討するものであった。本委員会はこれに参加し、平成 17 年からの取り組みとその成果、「高度専門看護師資格制度の創設の提案に関する声明」、今後の活動の方向等について説明した。

3. 今後の課題

○高度実践看護師教育カリキュラム(案)の具体的実施に向けた検討

連合大学構想や単位互換制度等について具体的に検討を行い、教育体制を整備するとともに、既に専門看護師資格を取得している者の高度実践看護師への移行措置についても検討する必要がある。また、教育課程認定システムの効率化を図る必要がある。

○NP 養成との整合性についての検討

高度実践看護師教育カリキュラム(案)は、現在の専門看護師教育を見直し生理学・病態学及び診断技術の科目を強化したものであり、処方権等看護師の裁量権拡大を視野に入れている。裁量権拡大という意味においては、既に NP 養成を開始している大

学と目指すものは共通する部分があるため、その教育内容と高度実践看護師教育カリキュラム（案）との整合性を検討する必要がある。

○社会へのアピール

高度実践看護師がどのような教育を受け何をする人なのか、また、それは患者（国民）にとってどのようなメリットがあるのか、我々から社会に積極的にアピールする必要がある。

4. 資料

資料① ナースプラクティショナー（NP）に関する各界の動向

資料② 「高度専門看護師資格制度の創設の提案に関する声明」

ナースプラクティショナーに関する各界の動向 1

資料①

2009.3.21 「経済危機克服のための有識者会合」(内閣府)

日野原重明氏「看護師が医師の了解のもとに診断とある程度の治療を行えるよう法規の改正がなされ、修士課程をもつ109の看護系大学で養成されれば医師不足を補うことが可能と思う」との主旨の発言

2009.3.31 「規制改革推進のための3ヵ年計画(再改定)」(閣議決定)(08.12の同第三次答申を受けて)

医療ニーズの高まり、医師の厳しい勤務環境の解消等への対応として、医師と他の医療従事者の役割分担の推進が喫緊の課題とし、看護師の専門性を高めた職種(NP)の導入について検討
海外の事例を研究し、その導入について各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、必要性を含め検討する。

2009.5.19 第12回経済財政諮問会議

麻生総理大臣「(医師不足問題解消の一策として看護師の裁量を拡大すべきという甘利大臣の発言を受けて)どの範囲の業務を、どういう条件で看護師に認めるか具体的に検討してほしい」との発言(舛添構成労働大臣同席)

2009.6～ 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会

大分県立看護科学大学「ナースプラクティショナー(診療看護師)コース」特区申請について検討
→ 規制所管省庁(厚生労働省)としては、診断・診療当は看護師のみで実施することは認められないとの考え
8.7 厚生労働省に対して「提案に応える努力を」と要請 →8月からチーム医療に関する専門家会議を開催し今年度中に方向性を決定

2009.6 日本看護協会

久常会長「NPの導入は検討していない」(記者会見における質疑に答えて)

2009.6 日本医師会

NPの導入は容認できない。業務分担については、現行法で対応できる部分も大きい。

2008.5～ 日本外科学会雑誌

米国NP・PAの視察報告(東京女子医科大学心臓血管外科 西田博氏他)
医師の負担軽減、医療の質向上のためにNPの導入が必要との考え。09年から毎号NPに関する特別寄稿あり

ナースプラクティショナーに関する各界の動向 2

2009.8.28～2010.3.19 チーム医療の推進に関する検討会(厚生労働省)計11回開催
2010.3.23 報告書とりまとめ

看護師は「チーム医療のキーパーソン」として医療現場から寄せられる期待は大きく、医療機関及び在宅において看護師が果たす役割は大きく変わっていること、一方で大学における看護師養成が急増し教育水準が高まっていることから、看護師が自律的に判断できる機会を拡大するとともに、看護師が実施し得る行為の範囲を拡大するという基本方針のもとに、役割拡大の必要性が確認された。
そして、現行法の下で、「包括的指示」を活用し、看護師の実施可能な行為の範囲を拡大するとともに、「**特定看護師(仮称)**」を将来の法制化を念頭に置きつつ創設することが提案された。
この「**特定看護師(仮称)**」は、看護師免許を有し、一定期間以上の実務経験を有し、その養成を目的とした課程として第三者機関が認定した大学院修士課程を修了し、修士課程終了後に第三者機関による知識・能力の確認・評価を受けたものとし、比較的侵襲性の高い医行為等を自律的に実施し得る看護職として位置づけるものとしている。

養成を開始した大学

大分県立看護科学大学(2008年度～)
国際医療福祉大学(2009年度～)
聖路加看護大学(2009年度～)

2010.1 日本看護協会

「患者の多様なニーズと期待、医師不足などの医療ニーズの拡大、そして在宅医療分野での看護師の役割への期待の観点から、特定の機能を持った日本版ナースプラクティショナー(仮称)について、法改正を視野に入れて検討すべき」
「チーム医療の推進に関する検討会」において坂本副会長が発言
2010年2月18日付けで「チーム医療の推進に関する検討会」座長宛要望書を提出

高度専門看護師資格制度の創設の提案に関する声明

平成 22 年 1 月
日本看護系大学協議会
高度実践看護師制度推進委員会

近年の医療を取り巻く環境の変化は著しく、それは看護に対する社会の期待にも大きく影響を及ぼしている。平成 21 年 3 月に開催された内閣府の「経済危機克服のための有識者会合」における議論、および「規制改革推進のための 3 カ年計画」の閣議決定、5 月には経済財政諮問会議での総理大臣の発言など、今年に入ってからナースプラクティショナー（Nurse Practitioner: 以下、NP という。）に関する発言や動きが活発になっている。また、厚生労働省においては 8 月末から「チーム医療の推進に関する検討会」が開催され、医師、看護師等の役割分担および看護師等の専門性の向上についての検討がなされている。このように社会からは、高い専門性を有した看護師の活躍が強く期待されている。

これら政府の動きに先立って、平成 20 年 8 月には、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会が提言「看護職の役割拡大が安全と安心の医療を支える」をまとめた。その中では、看護専門職として医療改革を推進するには、「専門看護師の機能の強化とそれを可能とする教育体系が必要である」ことを指摘した。

日本看護系大学協議会（以下、本会という）は、専門看護師(Certified Nurse Specialist : CNS)制度の創設当初から、日本看護協会、看護系学術団体等と協力して、その定着・普及に努力を傾けてきた。特に本会は、全国における専門看護師教育の質の確保のため、教育課程の基準を設け、大学院での専門看護師教育課程の認定を行ってきた。平成 21 年 2 月時点で認定された専門看護師教育課程は 11 領域、43 大学院 121 課程に上っている。わが国における専門看護師は、すでに 15 年の歴史を積み重ね、451 名を輩出し社会的にも認知されつつある。わが国の専門看護師は、米国の Clinical Nurse Specialist(CNS)をモデルとして創設されたが、その専門領域は臨床のみならず地域看護、訪問看護を含む幅広いものである。実際に専門看護師の活動は、外来患者、地域で暮らす高齢者や家族などにプライマリケアを含むさまざまな看護ケアを提供している。このようにわが国の専門看護師は、米国の CNS よりも幅広く、NP の役割機能ともオーバーラップする概念として当初より考えてきたものである。

本会では、平成 17 年から高度実践看護師制度推進委員会を設置して、わが国の医療・看護のあり方や課題等を踏まえて、「高度実践看護師（Advanced Practice Nurse : APN）」と

いう概念のもと、さらなる看護の専門性の向上やその業務範囲の拡大、それを支える教育体系について検討を続けてきた。昨年度の本委員会報告では、一定の範囲の診断や処方などの医療行為を行うなど、裁量権の拡大により新たな役割を担うことができるよう、現行の専門看護師教育課程を 26 単位から 38 単位にまで引き上げ、フィジカルアセスメント、生理学・病態生理学、薬理学、診断学、治療学を強化し、診断治療に関わる実習時間を大幅に増やすことが提案された。

本会としては今後、この新しい教育課程を修了して、看護のアイデンティティとより高度な専門性を持ち、ケアとキュアを統合させて治療過程を管理・推進する拡大した役割を担う看護師の名称を「高度専門看護師」と呼び、新たな資格制度として創設することを提案する。そのために本会は、これまでに検討を進めてきた高度実践看護師のコアコンピテンシーと教育課程案に基づいた資格制度の具体化及び教育課程の移行に関するアクションプランを今年度中に提案することとしている。同時に、看護界や社会の理解の醸成や医師との役割調整、法的整備など従来のシステムとの調整を含む基盤整備について、関連機関と意見交換を行っていくこととする。

社会は今、質の高い看護師をもとめ、そのための役割拡大の方針を既に示している。社会からの看護に対する大きな期待に応え、国民が安心、安全で質の高い看護ケアを享受できるよう、今後も看護学の発展に全力で取り組むことをここに宣言する。